

千葉市公告第131号

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年2月10日

千葉市長 神谷俊一

- 1 指定年月日及び番号 令和5年2月10日 第R4-20号
- 2 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 株式会社 三栄建築設計
代表取締役 小池 学
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 若葉区東寺山町939番4の一部

5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
4.00m	17.34m	2.00m×2.00m	U-0.25m	-